

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税)		
要望項目名	本邦国際空港における到着時の免税品の購入・受取制度の創設		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）及び内容</p> <p>現在、関税定率法の運用上、国際空港（税関空港）における出国エリア内及び航空機内のみで認められている免税品販売について、以下の取扱を認める。</p> <p>① 国際空港の入国エリア内における免税店の設置を可能とする。</p> <p>② 国際空港の出国エリア内における免税店で購入した免税品を、当該空港ビル内にて保管し、帰国した際の入国エリア内で免税のまま受領することを可能とする。</p>		
関係条文	<p>関税定率法第14条第7号、関税法基本通達42-15、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第1号、第3項第1号</p>		
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>アジア地域における空港間競争が激化する中、他国の主要空港では、入国エリアへの免税店設置をはじめとする旅客利便性向上のための努力を積極的に行っている。このような状況の中、我が国においても他国に遅れを取ることなく、本邦国際空港の競争力を強化し、空港の旅客利便性を向上させる必要がある。</p> <p>空港到着時の免税品の購入及び受取りを可能とすることにより、航空旅客の利便性を向上させるのみならず、非航空系収入の増加により本邦国際空港の空港経営を活性化・安定化させ、各空港が更なる航空需要拡大のための施策に継続的に取り組むことを可能とする。</p> <p>また、空港のサービス機能を充実させ、航空旅客の利便性向上を図ることは、観光の促進に寄与するとともに、現在は旅行者が海外で行っている免税品購入が本邦空港内での購入へと転換されることにより国内消費を活性化させる効果を持つ。</p> <p>これらの政策目的の達成に資するため、本邦国際空港における免税品の到着時の購入・受取制度を創設する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、国際拠点空港としての地位を確立すべく、韓国・仁川空港やシンガポール・チャンギ空港など、アジアを中心とした主要国間の競争が激化している。</p> <p>このような国際間競争に打ち勝つためには、更なる航空旅客の利便性向上が求められており、アジア地域を中心とする多くの国においては、航空旅客利便性向上のための取組みの一環として、入国エリア内における免税店設置が可能となっている（世界193カ国中62カ国）。</p> <p>到着時の免税品の購入・受取りを可能とすることは、航空旅客の利便性を向上させるのみならず、非航空系収入の増加により本邦国際空港の空港経営を活性化・安定化させ、着陸料などの各種空港使用料の低減や施設の拡充などの航空需要拡大のための施策に各空港が継続的に取り組むことを促進する。</p>		
ページ		4—1	

また、本邦国際空港は訪日外国人旅行者の日本への第一印象を決める場所であり、空港到着時の免税品の購入及び受取りを可能とすることにより空港のサービス機能を充実させ、航空旅客の利便性向上を図ることは、観光の促進に寄与するとともに、現在は海外空港や海外市中免税店で購入されている物品が本邦空港内免税店で購入されることにより国内消費を活性化する効果を持つ。

アジアにおける空港間競争が激化する中、我が国の航空需要拡大及び日本経済の活性化を図るためにも、我が国においても他国に遅れを取ることなく本制度を創設し、本邦国際空港の機能充実及び国際競争力強化を図ることが急務である。

なお、政府全体においても、日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）において「首都圏空港の強化や関空の再生と国際競争力の強化に努める」ことが掲げられているところであり、また、国土交通省が策定した「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成 24 年 7 月 31 日）においても、その主要政策として「外客受入環境の整備」や「首都圏空港、関西空港の機能拡充」が掲げられている。

以上により、関税込率法の解釈変更及び関税法基本通達の改正により、本邦国際空港における免税品の到着時の購入及び受取りを可能とするよう要望する。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域関連携等の確保・強化
	政策の達成目標	本邦国際空港の機能の充実及び国際競争力の強化による航空需要の拡大
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	本邦国際空港の機能の充実及び国際競争力の強化による航空需要の拡大
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数 国際空港における免税店取扱事業者 35者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	法人税収入の増加：約3.5億円 空港免税店における新規雇用の創出：約180人
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本邦国際空港の機能の充実及び国際競争力強化に向けた取組は、国、空港会社等によって多面的に行っていく必要があるところ、本要望はその一環として位置づけられる。また、現在出国時のみで認められている保税販売を、現行制度の枠内で入国時にも認めることで、観光の促進に寄与するとともに、海外での消費を国内に取り込むことが可能となる。
	ページ	4—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—